

広島県告示第九百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

令和元年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	ジェイ・イー・ビー協同組合 代表理事 藤田 裕二
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	東京都目黒区洗足二丁目一七番二一號

二 申請年月日

平成三十年四月十八日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県三原市本郷町南方観音平二二二七九番一外六筆

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含む。）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の期間、場所及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

(一) 広島県西部東厚生環境事務所環境管理課、広島県東部厚生環境事務所環境管理課、

竹原市市民生活部市民課及び三原市生活環境部生活環境課

(二) 広島県東広島庁舎一階ロビー、広島県尾道庁舎一階ロビー、竹原市役所及び三原市役所

2 縦覧期間

(一) 前記1(一)の期間

令和元年十二月十六日から令和二年一月十五日まで。ただし、広島県の休日（以下「県の条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）を除く。

(二) 前記1(二)の期間

令和元年十二月二十八日から令和二年一月五日まで

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七二二・〇〇〇二 広島県尾道市古浜町二六番一二号 広島県東部厚生環境事務所

環境管理課

2 意見書の提出期間

令和元年十二月十六日から令和二年一月二十九日まで。ただし、県の休日を除く。

3 意見書に記載すべき事項

(一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）

(三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見